

会 員 各 位

愛 知 県 行 政 書 士 会
会 長 山 田 高 嗣

自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る使用権原疎明書面の
行政書士専用の日行連推奨書式について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会のため何かとご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、今般、日行連により、自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る保管場所証明申請で用いる使用権原疎明書面について、行政書士の職印による使用承諾証明書の訂正が可能となる行政書士専用の書式（以下「日行連推奨書式」という。）が作成されました。

つきましては、同書式の使用にあたり、愛知県警察本部交通部駐車対策課と協議を実施し、下記の内容にて合意いたしましたので、ご連絡いたします。

記

行政書士の職印による使用承諾証明書の訂正について

日行連推奨書式を使用する場合には、申請書の作成及び申請手続きを行う行政書士の職印による訂正が可能となります。その際、次の点にご留意ください。

- (1) 職印訂正を行う場合は、必ず、日行連推奨書式を使用すること。
日行連推奨書式を使用しない場合、上記訂正は認められません。
- (2) 保管場所の所有者または管理者に、当該承諾書は行政書士の職印による訂正が可能である旨の説明を行い、了承を得た上で使用すること。
- (3) 「使用承諾証明書の主旨を損なわない範囲内での軽微な訂正」に限るものとする。使用承諾証明書の主旨を損なわない範囲内での軽微な訂正とは、本来の契約内容への訂正であって、書面全体で2か所程度までを想定。後日、訂正内容の疎明を求められた場合には、対応が可能であること。
- (4) 訂正を行う場合は、事前に当事者へ具体的な訂正箇所についての連絡を行い、後日の紛議を避けるため、必ず承諾を得ること。
- (5) 運用の開始は、平成27年4月1日とする。

書式につきましては、同封の日行連推奨書式を複写してご使用いただくか、4月1日の運用開始日以降、本会ホームページより取得いただけます。

【本会ホームページ掲載場所 [会員ページ - ライブラリ - 業務資料]】

【添付資料】

日行連推奨書式

日行連推奨書式 訂正許容範囲の参考例

使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）

保管場所の位置 (保管場所の住所番地)				(駐車場名称・駐車枠番号)	
自認書の場合 は記入不要	使用者	住所			
		氏名			
	保管場所の契約者 (使用者と異なる場合)	住所			使用者と契約者の関係 該当に○を付けること 本店・支店・営業所 家族・親族・その他 ()
		氏名			
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで				
保管場所の所有者 又は管理者欄 (他に共有者がいる場合は、右 欄の空白部に全員の住所・氏名 を記載して各々が押印して下 さい。)	<p>保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有（管理）であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。本書を添付して申請を行う行政書士による補正及び職印での訂正を承諾します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 (印)</p> <p>行政書士名 (印) 電話番号</p> <p>事務所所在地</p> <p>電話番号</p>				

日本行政書士会連合会推奨書式

- (注意①) 自認書として使用する場合は、所有者記載欄だけに自署（記名）押印してください。使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載してください。
(注意②) 補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から所有者（管理者）に連絡した上で訂正します。
(注意③) 軽微な訂正とは、本来の契約内容への変更であって、1)住所のうち、番・号・部屋番号の数字の誤字・脱字訂正 2)氏名の、判読不明による書き直し
3)電話番号の間違いによる訂正 左記1)～3)の訂正が書面全体で2か所程度までを想定

本記載例は、主旨を損なわない範囲内での軽微な訂正（本来の契約内容への変更）のほんの■■■です。
このうち書面全体で2か所程度が職印による訂正許容範囲です。

警察署長提出用

使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）

保管場所の位置 <small>（保管場所の住所番地）</small>	名古屋市東区葵一丁目15番18号		<small>（駐車場名称・駐車枠番号）</small> 車庫協商20番	
自認書の 場合は 記入 不要	使用者	住所	30 名古屋市東区葵一丁目15番 3 号	<small>使用者と契約者の関係 該当に○を付けること</small> <small>本店・支店・営業所 ○<u>家族</u>・親族・その他 ()</small>
		氏名	行政 二郎 06 <small>（電話）052-931-4608</small>	
	<small>保管場所の契約者 （使用者と異なる場合）</small>	住所	30 名古屋市東区葵一丁目15番 3 号	
		氏名	行政 一 平 郎 06 <small>（電話）052-931-4608</small>	
使用期間	平成26年 12月 1日 から 平成27年 5月30日まで			
保管場所の所有者 又は管理者欄 <small>（他に共有者がいる場合は、右 欄の空白部に全員の住所・氏名 を記載して各々が押印して下 さい。）</small>	<p>保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有（管理）であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。本書を添付して申請を行う行政書士による補正及び職印での訂正を承諾します。</p> <p style="text-align: right;">平成27年 1月10日</p> <p style="text-align: right;">住 所 名古屋市中村区名駅四丁目5番1号</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 車庫協商株式会社 Ⓔ</p> <p style="text-align: right;">行政書士名 Ⓔ 電話番号 052-582-1111</p> <p style="text-align: right;">事務所所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>			

日本行政書士会連合会推奨書式

- (注意①) 自認書として使用する場合は、所有者記載欄だけに自署（記名）押印してください。使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載してください。
 (注意②) 補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から所有者（管理者）に連絡した上で訂正します。
 (注意③) 軽微な訂正とは、本来の契約内容への変更であって、1)住所のうち、番・号・部屋番号の数字の誤字・脱字訂正 2)氏名の、判読不明による書き直し
 3)電話番号の間違いによる訂正 左記1)～3)の訂正が書面全体で2か所程度までを想定